

## 幼児専用車の車両安全性向上のための ガイドラインまとまる

3月26日、国土交通省の平成24年度、第3回車両安全対策検討会において「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」が示されました。

全日私幼連としては、検討会の下に設置された幼児専用車ワーキンググループに出席する等、香川会長を先頭に一丸となって幼児専用車の安全対策について真摯に議論・対処してまいりました。

幼児専用車に係る事故の実態としては、主に前方座席が加害部位となり、頭部、顔部、頸部の軽傷が多いことがあげられますが、保有台数1,000台あたりの乗車人員の死傷者数は通常のバスと比べて1割程度と非常に低いものとなっています。

ワーキンググループでは、幼児専用車の車両安全性をさらに向上させるために、主な加害部位への受傷（軽傷）事故に対する安全対策が主な柱として検討がなされてきました。

また、国土交通省は、今回取りまとめた安全対策を講じることにより、前面衝突事故によって傷害を負った幼児の約76%の被害を軽減することが可能としています。

ガイドラインの要点は、以下のとおりです。

### 1. 新車に対する安全対策

#### 1) シートバック（注1）に緩衝材を装備。

- ・事故実態に基づき、シートバックで事故時の衝撃を吸収することが目的。
- ・性能要件については、既存の技術基準を参考。

#### 2) シートバックの高さを現状より100mm程度アップ。

- ・衝突時に幼児の頭を緩衝材のあるシートバックで受け止められるようにすることが目的。
- ・大人の同乗者からの視認性低下に繋がらないことに留意。



3) ガイドラインを踏まえた安全対策を講じる時期

- ・本ガイドラインを踏まえた安全対策を講じた車両の購入を望む使用者に対応できるように、平成 26 年度を目途に車両開発を行なう。

2. 使用過程車（注 2）に対して安全対策を講じる場合

1) シートバックの後面に緩衝材を後付け装備。

- ・新車に対する安全対策に準じた性能を有するものを装備することが好ましい。
- ・使用過程車の場合、幼児用座席そのものを新たに設計し直すことは困難なため、既存の幼児座席への最低限の安全対策に限定される。

2) ガイドラインを踏まえた安全対策を講じる時期

- ・本ガイドラインを踏まえた安全対策を講じた緩衝材の後付け装備を望む使用者に対応できるように、平成 26 年度を目途に車両開発を行なう。

3. 将来に向けた課題

1) 座席ベルトは、専用の幼児用座席に適した座席ベルトが開発されるまで、装備を求めず。

- ・既存の座席ベルトは、幼児自らの着脱が困難であり、緊急時の脱出が困難。
- ・幼児の体格は年齢によって様々であり、既存の座席ベルトでは、適切な使用が困難。
- ・テープファスナーを利用した簡易な座席ベルトは、座席ベルト着脱の習慣を身につける教育的な効果はあるものの、安全性向上には必ずしも繋がらない場合があることに留意。

2) 現在、幼児専用車に装備される幼児用座席に適した座席ベルトが存在しないことから、使用実態に十分配慮し、諸課題を解決した座席ベルトを開発し、3～5 年を目途に、適切な座席ベルトの装備を望む使用者が、新車を購入時に選択できるようになることを目指す。

注 1) シートの背もたれ後面部分

注 2) 現在、既に使用されている幼児専用車

[本号は 2 枚]